

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月25日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

専決処分書

専決第4号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和5年8月9日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

令和5年4月21日午前11時40分頃、亀山市白木町地内において、ごみ収集業務中に方向転換のため塵芥車を後進させたところ、塵芥車後部右側を下白木自治会が所有する塵芥集積施設に接触させ、塵芥集積施設正面右側コンクリートブロック積み部分を損傷させた。

2 相手方住所及び氏名

亀山市白木町2990番地
下白木自治会 会長 三谷 久夫

3 損害賠償の額

495,000円